ホームページ http://shika-hairo.com　2019年8月25日

志賀原発を廃炉に! 原告団ニュース 第24号

原告団事務局 〒920-0024 金沢市西念3-3-5 フレンドパーク石川5F TEL（076）261-4657（発行責任者 堂下健一）

株主が北陸電力の取締役を訴えた!

富山訴訟原告団長　和田　廣治

2019年6月18日、北陸電力の株主８名が「志賀原発株主差止訴訟（富山訴訟）原告団」を結成して、北陸電力の金井豊社長ら代表取締役５名に対して、志賀原発１号機・２号機の運転差止めなどを請求する訴訟を起こすことを決め、「北陸電力に原発運転の資格なし」「原発いらない。いのちが大事」という私たちの思いと願いを込めた訴状を、富山地方裁判所に提出しました。

当日は、50名を超える方々が原告団結成・提訴集会に参加し、私たち原告団の背中を押してくれました。「福井から原発を止める裁判の会」の小野寺夫妻もギター持参で駆けつけ、富山訴訟を応援するオリジナルソングを歌って盛り上げました。

《提訴の日は歴史と運命の糸？》

この提訴の日は何と、1999年6月18日に志賀原発１号機で定期点検中の原子炉で制御棒が抜け落ち、核分裂反応が継続する臨界になり、制御不能状態が15分間も続いたという重大事故が発生した、まさにその日から20年目の日です。北陸電力はその重大事故を８年間にわたって隠し続け、社会的信用は地に落ちました。「北陸電力に原発運転の資格なし」と提訴するにふさわしい歴史的な日です。さらにあとで知ったことですが、同じ日に東京電力株主が東電社長らに「東海第二原発への経済支援差止請求」する会社法360条の株主訴訟を提訴しました。思慮深い岩淵弁護団長のこと、本当に「単に日程上の都合で決めた」のかな？と勘繰りたくなるほど素晴らしい提訴の日でした。

《取締役の違法を正す株主の社会的使命》

これまでの訴訟は、誰でも原告になれる住民訴訟です。今回の富山訴訟は、北陸電力の株主が原告になり、取締役に対して会社法360条の違法行為などの差止め請求権を根拠にした訴訟

【富山訴訟第１回口頭弁論】

◇期日　9月27日（金）午前11時～

◇集合　午前10時40分（裁判所前歩道橋下）

◇会場　富山地裁⇒弁護士会館3F（報告集会）

【金沢訴訟第29回口頭弁論】

◇期日　11月21日（木）午後1時10分～

◇集合　午後0時45分（白鳥路入口）

◇会場　金沢地裁⇒弁護士会館（報告集会）

です。私たち株主は会社のオーナー（大げさですが）ですから、会社や県民に重大な損害や危害を及ぼす取締役の志賀原発再稼働の経営方針の間違いを正すことは、株主の社会的使命でもあります。

富山地裁へ向けて行進する原告団(6/18)

《株主総会で不適切答弁を繰り返す取締役ら》

私たちを含め多くの株主は、1990年から毎回北陸電力の株主総会に出席し、志賀原発のさまざまな問題を取締役らに直接指摘して、志賀原発廃炉を求めてきました。しかし、取締役らは株主への説明も不十分なまま、原発推進を強行してきました。昨年の株主総会では、質問した株主を馬鹿にして茶化す答弁を副社長が繰り返し、今年の株主総会で金井社長が「不適切だった」と謝罪しました。その社長も株主の質問に、４月に自ら発表した北陸電力の今後10年間の経営計画策定で「志賀原発を再稼働できない場合の試算は一切していない」とか、福島原発事故被害者への東電の対応を「知らない」など、およそ原発を持つ大企業としてあり得ない不誠実で株主軽視の答弁を繰り返しました。

《一日も早い勝訴判決に向けてご支援を》

いよいよ裁判が始まります。敷地直下に活断層を抱える志賀原発に、富山訴訟で一日も早く運転差止め判決を勝ち取るため、みなさまのご支援をお願いします。

新たな視点で志賀原発を止める―株主差止請求訴訟の意義と特徴

富山訴訟弁護団事務局長　坂本　義夫

６月18日、北陸電力（以下「北電」）の株主８人が原告となり、北電の代表取締役５人を被告として、富山地裁に志賀原発の運転等の差止請求訴訟（以下「富山訴訟」）を提起しました。

富山訴訟の意義と特徴　Ⅰ

富山訴訟の意義と特徴の第一は、新しい闘いの方法を切り拓く「フロンティア訴訟」であるということです。

というのも、原発の運転差止訴訟では全国的にほとんど例がない形態で、これまでの訴訟では正面から主張できなかったさまざまな新しい視点から差止めを実現する訴訟だからです。このことは、金沢地裁での運転差止訴訟（以下「金沢訴訟」）と富山訴訟がどう違うかという視点から見るとよくわかりますので、以下３点に分けて説明します。

（1）北電に損害が発生することを止める訴訟

金沢訴訟も富山訴訟も原発を稼働しないことを求める点は共通していますが、「誰が誰に対して何を求めるのか」という訴訟の構造・形態が根本的に異なります。

金沢訴訟は、「原発事故があった場合に被害を受ける住民が、北電に対し、原発事故による健康被害・人格権侵害の危険を主張して差止めを求める」ものです。つまり、原告自身に被害・損害が発生することを止めるための訴訟です。

これに対し富山訴訟は、「北電の株主が、北電の取締役に対し、原発維持・稼働によって北電に回復しがたい損害が生じる危険があることを主張し、差止めを求める」ものです。つまり、原告（株主）自身の被害・損害ではなく「北電」に損害が発生することを止めるための訴訟です。

（2）運転の「準備行為」も差止める訴訟

このような構造・形態の違いから、訴訟で被告に求めることの内容が異なります。

金沢訴訟は原発事故の危険から生命・身体を守るための訴訟です。運転を止めれば事故の危険は基本的には回避できますから、志賀原発の「運転」の差止めだけを求めています。

これに対し、富山訴訟は北電の損害を防止するための訴訟です。原発の「安全」対策や燃料購入など運転の準備行為をするだけで莫大な費用がかかり北電に損害が生じますから、志賀原発の「運転」だけでなく運転の「準備行為」の差止めも求めています。

（3）原発の不要性・不経済性を正面から主張する訴訟

また、訴訟構造・形態の違いから、「訴えを根拠づける事実と主張」が異なります。

金沢訴訟は原発事故が発生した場合の被害・損害を主張する訴訟です。したがって、「原発事故の危険性がどれほどあるか」ということが主張の中心課題です。

これに対し富山訴訟は「原発の運転や準備行為をした場合に北電に損害が発生すること」を主張する訴訟です。したがって、原発事故の危険だけではなく、通常運転による使用済み核燃料の生成・保管の危険や無駄、運転の準備行為の無駄・損失、再生可能エネルギーへの転換を行わないことの損失、原発がなくても電力が十分に足りていることなど、「原発の不要性や不経済性」を主張することになります。

「富山訴訟」原告団結成集会（6/18富山弁護士会館）

このように原発の不要性・不経済を真正面から主張するのは、富山訴訟が有するこれまでにない大きな特徴です。胸躍る展開が期待できます。

富山訴訟の意義と特徴 II

富山訴訟の意義と特徴の第二は、原告ら株主が志賀原発廃炉の闘いの場を内から外に広げ、自身の主張を全面展開できる場を作ったということです。

このことは、株主総会と今回の富山訴訟とを比較するとよくわかります。

北電側を株主が提訴
富山地裁 志賀原発運転差し止め
金沢訴訟は長期化
北電、規制委審査待つ構え
志賀原発株主差止め訴訟原告団 結成・提訴集会
富山新聞（6/19）

（1）株主総会での長い闘い

原告らは1990年以来、北電の株主総会で質問権や株主提案権を行使し、志賀原発の廃炉を求めて闘ってきました。これは北電「内」での闘いです。

もちろん株主総会の外でも廃炉を求める闘いがあり、株主総会での闘いと密接に連携した活動を繰り広げています。しかし、株主としての闘いの主戦場はやはり株主総会です。その主戦場には、マスコミも一般市民も入れません。だから、かつて原告らは発言するたびに罵詈雑言（ばりぞうごん）を浴び、まともな議論もなしに数の論理で意見を封じられてきました。

（2）富山訴訟での闘いの展開

これに対し富山訴訟は北電の「外」での闘いです。

訴訟は万人に公開され、発言時間の制限も罵詈雑言も、多数決もありません。全面的に主張を展開することができます。「原発の維持・推進がいかに危険で不合理で不経済であるか、北電側の言い分がいかに誤っているか」を数の論理に押しつぶされることなく、遺憾（いかん）なく主張することができるのです。

富山訴訟は、株主にとってこれまでにない画期的な闘いとなるでしょう。

最後に、実は弁護団も特徴的です。

過去に何度か志賀原発運転差止訴訟が闘われてきましたが、すべて金沢地裁に提訴したということもあり、弁護団のほとんどは金沢弁護士会の弁護士でした。しかし今回の富山訴訟は、富山県弁護士会から11人、金沢弁護士会から13人の弁護士が弁護団を構成しています。

私たち弁護団が一丸となってこの訴訟に取り組みます。よろしくお願いいたします。

information

今回の原告団ニュースは「富山訴訟特集号」です。

この訴訟も「志賀原発を廃炉に！訴訟原告団」の取り組みの一環であり、充分な意思疎通と連携体制によって金沢訴訟との相乗効果を発揮することを目指しています。

原告・サポーターのみなさまにはいつもお力添えいただきありがとうございます。法廷内外の活動を支えていくために、今後ともよろしくお願いします。

※年会費未納の方には払込取扱票を同封させていただきました。お手数ですが、お近くの郵便局から送金ください（ATM送金で手数料80円）。